

## 議案第16号

川崎市工業用水道条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市工業用水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年 2月12日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市工業用水道条例の一部を改正する条例

川崎市工業用水道条例（昭和31年川崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、水道料金について、消費税率及び地方消費税率の引上相当分の改定を行うため、この条例を制定するものである。